

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

平成 27 年 10 月 2 日

「中小企業の会計に関する指針」(最終改正 平成 27 年 4 月 21 日) を次のように一部改正する。

【総論】

公開草案 (平成 27 年 10 月 2 日)	現行 (平成 27 年 4 月 21 日)
<p>[本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項]</p> <p>9. 本指針の適用に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重要性について</p> <p><u>重要性の原則は、本指針のすべての項目に適用される。</u></p> <p>本指針の各論において記載の会計処理の中には、重要性の乏しいものについて、簡便な方法によることが認められているものがある²。重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面の双方を考慮して判断することとなるが、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる。</p>	<p>[本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項]</p> <p>9. 本指針の適用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 重要性について</p> <p>本指針の各論において記載の会計処理の中には、重要性の乏しいものについて、簡便な方法によることが認められているものがある²。重要性が乏しいかどうかについては、金額的な面と質的な面の双方を考慮して判断することとなるが、具体的な判断基準は、企業の個々の状況によって異なり得ると考えられる。</p>

【各 論】

公開草案（平成 27 年 10 月 2 日）	現行（平成 27 年 4 月 21 日）
<p>[固定資産]</p> <p>36. 有形固定資産及び無形固定資産の減損</p> <p>固定資産について予測することができない減損が生じたとき又は減損損失を認識すべきときは、その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。</p> <p>減損損失の認識及びその額の算定に当たっては、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。具体的には、固定資産としての機能を有していても次の①②のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識する。</p> <p>① 将来使用の見込みが客観的にないこと 資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。</p> <p>② 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと</p> <p>なお、固定資産の減損損失累計額は、減価償却累計額に準じて表示する。</p>	<p>[固定資産]</p> <p>36. 有形固定資産及び無形固定資産の減損</p> <p>固定資産について予測することができない減損が生じたときは、その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。</p> <p>減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。</p> <p>具体的には、固定資産としての機能を有していても次の①②のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識する。</p> <p>① 将来使用の見込みが客観的にないこと 資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。</p> <p>② 固定資産の用途を転用したが採算が見込めないこと</p> <p>なお、固定資産の減損損失累計額は、減価償却累計額に準じて表示する。</p>
<p>[税効果会計]</p> <p>61. 税効果会計</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>[税効果会計]</p> <p>61. 税効果会計</p> <p>(1)～(4) 同 左</p>

公開草案（平成 27 年 10 月 2 日）	現行（平成 27 年 4 月 21 日）																		
<p>(5) なお、一時差異に重要性がない場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p>	<p>(5) なお、一時差異の金額に重要性がない場合には税効果会計を適用しないことができる。</p>																		
<p>[個別注記表]</p> <p>82. 会社計算規則の規定</p> <p>会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。</p> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（①）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（②）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。</p> <p>（注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×）</p> <table border="1" data-bbox="282 1147 1075 1343"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	①	②	(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	<p>[個別注記表]</p> <p>82. 会社計算規則の規定</p> <p>同 左</p> <table border="1" data-bbox="1254 1147 2047 1343"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	①	②	(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
項 目	①	②																	
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																	
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○																	
項 目	①	②																	
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																	
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○																	

公開草案（平成 27 年 10 月 2 日）			現行（平成 27 年 4 月 21 日）		
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○	(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○	(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○_※	○_※	(6) 誤謬の訂正に関する注記	○	○
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○	(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 損益計算書に関する注記	×	○	(8) 損益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○	(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○	(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○	(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×	(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○	(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○	(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○	(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(19) その他の注記	○	○	(19) その他の注記	○	○

※ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。

以 上